

『JGAP 総合規則 畜産 2022』発行に伴う移行の対応

『JGAP 総合規則 畜産 2022』（以下、「GR2022」という）について、『JGAP 総合規則 家畜・畜産物 2019』（以下、「GR2019」という。）の運用と異なる項目があるため、GR2022の運用開始後は以下の対応とすることをお知らせします。

記

1. 維持審査の省略特例

GR2022の運用開始後も『JGAP 農場用／団体事務局用 管理点と適合基準 2017』（以下、「CPCC2017」という。）を認証基準とする場合、GR2019 7.3(2)b)に基づき、維持審査を省略することができる。

※引用 GR2019 7.3(2)b)

更新審査の結果、是正処置の必要がなく、認証の基準を満たす運営ができていることが確認された場合に限り、認証機関の判断でその後の維持審査を省略することができる。なお、初回審査後の維持審査については、この特別ルールは適用されず、農場・団体は必ず維持審査を受けなければならない。

2. 認証の決定（判定）の基準（GR2022 9.7）

GR2022の運用開始後も CPCC2017を認証基準とする場合、認証決定の基準は、以下のGR2019に従う。

※引用 GR2019 7.2(3)

「JGAP 農場用 管理点と適合基準」について

- ・ 該当する必須項目に 100%適合していること
- ・ 該当する重要項目に 95%以上適合していること

3. 認証書について（GR2022 10.10）

GR2022 の運用開始後に CPCC2017 の維持審査を実施し、認証書の記載事項に変更が無い場合は、GR2022に対応した認証書に改訂する必要はない。

以上